

中間検査の手順等

(一財)石川県建築住宅センターR8.4.1改正

建築基準法第7条の3に規定する中間検査制度は、施工途中の指定された工程（特定工程）終了時点における建築物の適法性及び工事監理が適格に行われているかをチェックするものです。

検査では工事完了時には隠れてしまう構造部材などを中心に、目視検査、計測検査、書類審査等を行います。

検査に合格すると中間検査合格証が交付されますが、指摘事項等がある場合は、是正等の対応が確認されるまで壁の外装工事又は内装工事に着手できません。

また、検査では工事監理者等からヒアリングを行うことによって、工事監理が適正に行われていることもチェックします。

I. 対象建築物・特定工程等 《当センターで確認済証の交付を受けたもの》

当センターで中間検査を行なう建物は、当センターで確認済証を交付した分譲を目的とする戸建て住宅で次の区域のものに限ります。

◇中間検査を行なう区域

【Ⅰ】（金沢事務所）金沢市、白山市、野々市市、かほく市、内灘町、津幡町

【Ⅱ】（小松事務所）加賀市、小松市、能美市、川北町

※宝達志水町以北は、特定行政庁（七尾市及び各市町所轄の石川県土木総合事務所）にて行ないますので本書の対象となりません。特定行政庁の指示に従って下さい。

◇中間検査を受ける工程（特定工程）

●木造 屋根工事を終えたとき

※上記工程完了後に検査を受け、合格しなければ「後の工程」（壁の外装工事又は内装工事）を行うことを法令で禁止されています。

◇適用の除外

※住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による住宅性能評価書（建設住宅性能評価書）の交付を受ける建築物

II. 申請手続き

工事の完了の日から4日が経過する日までに申請（法第7条の4第1項）

◇中間検査の流れ

●検査日は、電話で予め予約してください。

（予定日の1ヵ月前の週始めの日からできます。）

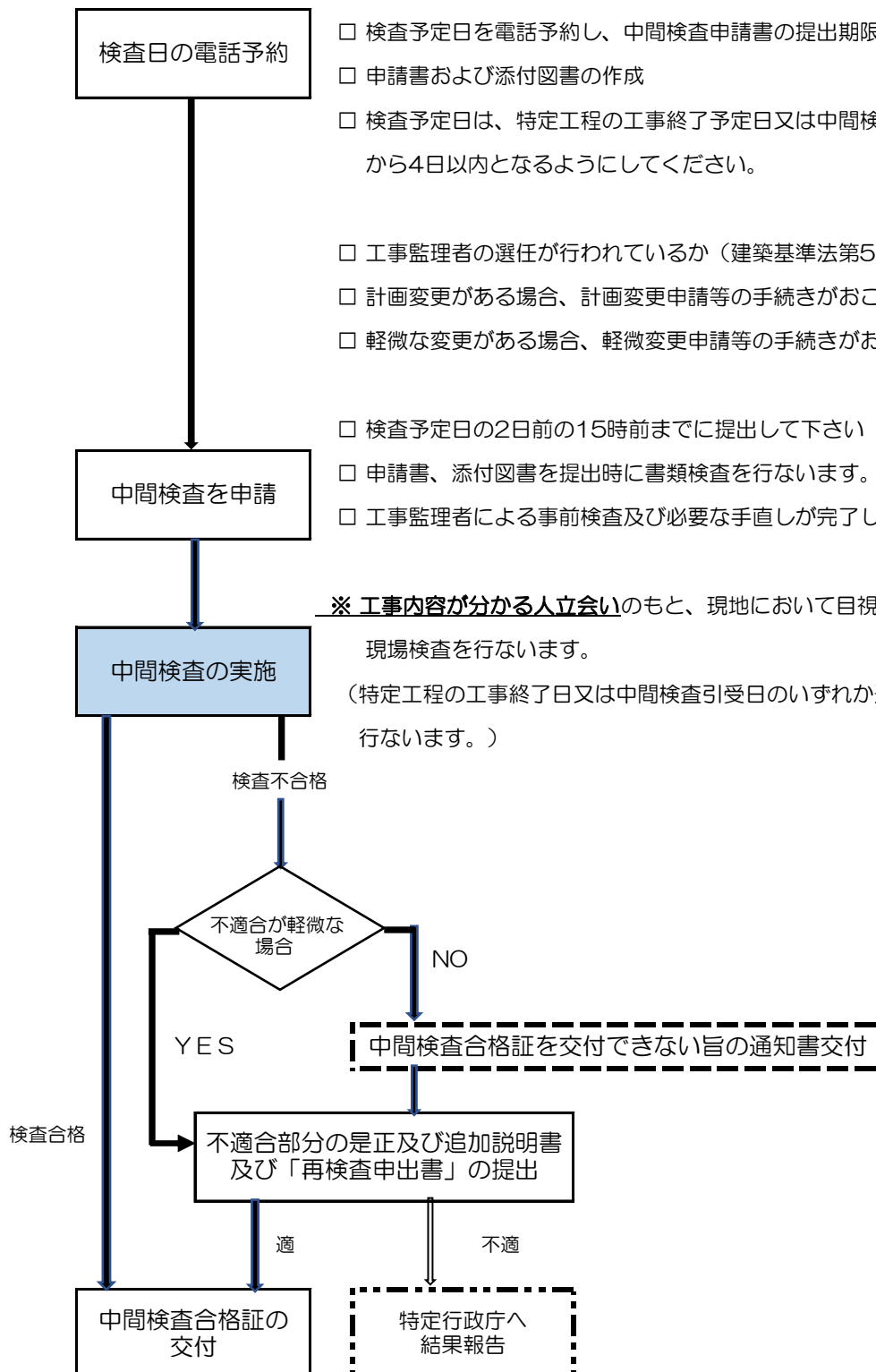
【注意事項】

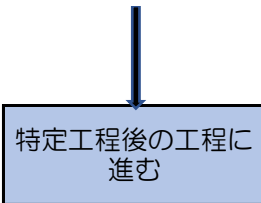
- 検査予定日を電話予約し、中間検査申請書の提出期限を確認
- 申請書および添付図書の作成
- 検査予定日は、特定工程の工事終了予定日又は中間検査引受日のいずれか遅い日から4日以内となるようにしてください。
- 工事監理者の選任が行われているか（建築基準法第5条の6第4項）
- 計画変更がある場合、計画変更申請等の手続きがおこなわれているか
- 軽微な変更がある場合、軽微変更申請等の手続きがおこなわれているか
- 検査予定日の2日前の15時前までに提出して下さい（工事完了前に申請可）
- 申請書、添付図書を提出時に書類検査を行いません。
- 工事監理者による事前検査及び必要な手直しが完了しているか

※ 工事内容が分かる人立会いのもと、現地において目視、計測及び聴取等の

現場検査を行いません。

（特定工程の工事終了日又は中間検査引受日のいずれか遅い日から4日以内に行いません。）





中間検査の合格証の交付がないと「特定工程後の工程*」に進むことが禁止されています。

*（壁の外装工事又は内装工事）

◇中間検査申請に必要な書類等

●中間検査申請書は、規則第4条の8第1項に定められています。

提出書類一覧

	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	1 中間検査申請書 (別記第26号様式)	(第一面～三面を提出) (第四面) 工事監理の状況は提出不要 (別途、検査チェックシート提出のため)
	■添付図書等	
<input type="checkbox"/>	2 軽微な変更説明書	申請書第三面に記入できない場合に別紙で添付 [第3号]
<input type="checkbox"/>	3 委任状※1	代理人による検査の申請を行う場合 [第5号]
<input type="checkbox"/>	4 中間検査チェックシート ※2	住宅センター書式【中間検査申請書 第四面 (工事監理の状況) に代わるもの】 *ダウンロード可
<input type="checkbox"/>	5 工事写真	※3

※1 建築確認申請時に中間検査申請関係も委任している場合は提出不要 (代理人は、建築士または行政書士に限ります。)

※2 中間検査申請書第四面 (工事監理の状況) に代わる工事監理状況報告書

※3 ①基礎の配筋状況が分かるもの。(全景、立上り、底盤等)
②構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他接合部が分かるもの。
③小屋組みの全景及び火打梁、小屋筋かい、母屋等の接合部が分かるもの。

◇中間検査の受付

●受付時に申請書の整合性などを確認します。

整合確認事項リスト

	整合確認事項	相互の整合を確認する書類 (規則第4条の8第1項) 等
1	代理人、設計者、工事監理者等の記載の整合	<ul style="list-style-type: none"> 中間検査申請書 (第一～三面) の代理人、設計者、工事監理者欄等 当該建築物の計画に係る確認に要した図書 (第1号) 委任状 (第5号) ※代理人による検査申請の場合

2	中間検査申請書第三面の「軽微な変更の概要」と「軽微な変更説明書」の記載及び説明図書の整合	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査申請書（第三面）の「軽微な変更の概要」＋変更図書 ・軽微な変更説明書（第3号）＋変更図書
3	特定工程工事終了（予定）日と検査予定日の記載の整合	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査申請書（第三面） ・検査予定日（電話） ※検査予定日は「特定工程の工事終了日又は中間検査引受日のいずれか遅い日」の4日以内
4	中間検査チェックシート記載欄と工事内容の整合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物の計画に係る確認に要した図書（第1号） ・中間検査チェックシート (申請時に工事未完了の項目は、「予定」と追記してください。)

Ⅲ. 検査の実施

◇中間検査の方法

- 中間検査は、現場での書類検査および現場検査とします。
- 確認申請図書と施工現場との照合を基本とし、建築確認済表示板の設置や工事中の建築物が建築基準関係規定に適合していることを検査します。
- 検査は次の3つの方法で行います。
 - ① 目視検査：目視により設置の有無、材料の表示等を検査します。
 - ② 計測検査：簡易な計測機器を用いて検査します。
 - ③ 記録等：①、②の他、中間検査チェックシートを参考に、工事監理者等にヒアリングを行います。また、納入仕様書（納品書）や工事写真等の提示を求め行います。

（※記録等は現場へ準備をお願いします。）

◇現場検査時に準備が必要な書類等

準備書類一覧

	準備書類	確認部位・材料の種類等	照合内容等
□ 1	納入仕様書（納品書）	木材、ｺﾝｸﾘｰﾄ	材料種類、規格、品質等
□ 2	工事写真	※検査時に現地で直接目視確認できない部位 (基礎配筋)	材料種類、規格、品質、施工状況等

以上、準備をお願いします。